

J A M 政策NEWS

2004年9月21日 第2005-05号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

第1回社会保障審議会医療部会開催

2003年4月から被用者保険の本人負担割合が3割に引き上げられていますが、医療制度の抜本改革は先送りされたままになっています。改革が必要な課題として、「医療提供体制」「高齢者医療制度」「医療保険制度」「診療報酬・薬価制度」などがありますが、このうち、「医療提供体制」について審議する社会保障審議会医療部会の第1回会議が9月14日に開催されました。当部会は、医療提供体制の確保に関する重要事項の調査・審議を目的として2001年7月に設置され、広告規制の緩和等について検討を行い、2002年3月に意見書のとりまとめを行って以降、休止されていたものです。

医療提供体制にかかる諸課題については、2002年3月の医療部会意見書およびその後2003年8月に厚生労働省がまとめた「医療提供体制の改革ビジョン」に基づいて、諸施策が進められています。

一方、現在、医療保険制度の改革に向け2006年通常国会への法案提出をめざして医療保険部会での検討が進められているところです。この

医療保険改革の動きと並行して、医療提供体制に関する諸施策についても必要があれば法改正を含めた見直しを行うべきとして、今般、医療部会が開催されることとなりました。

患者本位の医療なぜできない？

第1回部会では、医療提供体制の改革に関して、委員から「開業医による24時間救急体制の確立のため、救急医療ができる医師の養成が必要」「患者本位の医療がなぜできないのか、現場における原因分析と医療従事者のための環境づくりが重要」「在宅医療の在り方を議論してほしい」「医療ミス・医療事故の原因を多面的に分析すべき」等の意見が出された。

今後のスケジュールとして、次回以降は月1回程度部会を開催し、年内は「医療提供体制の改革ビジョン」に沿って自由討議、論点整理を行い、特に医療部会で検討すべき課題を決定・医療法改正に及ぶことがあれば、2006年通常国会に向け2005年末までに部会意見を取りまとめることとなりました。

労組「プロ野球選手会」スト決行

労組「プロ野球選手会」が9月18、19日の両日、ストを決行したことにあたって、連合の草野事務局長が次の通り談話を発表し、労組として当然の行動であると支援を表明しました。

1. 労組「プロ野球選手会」は、先週の日本プロ野球組織（NPB）との暫定合意を受け、9月17日の「協議・交渉委員会」に臨み、協議・交渉の期限を4時間延長し交渉を行った。しかし、残念ながらNPB側から納得できる回答が得られず、スト決行を断腸の思いで決断した。

2. 「協議・交渉委員会」の中で、「プロ野球選手会」は、合併の1年延期が無理な場合、新規参入を促し来季からセ・パ各6球団を実現する、合併の際の選手の移籍に対してはプロテクト対象から外し選手の意思を尊重する、などを求め、ギリギリの交渉を行った。

3. これに対し、NPBは、合併の延期はできない、来季は時間的制限もありセ6球団・パ5球団とする、等を主張し、協議は物別れに終わった。また、NPBは交渉決裂後、球団統合および新規参入問題は経営事項であり、団体交渉事項ではないとの考え方を示した。

4. 「プロ野球選手会」は、合併問題が経営判断に属する事項であっても、雇用・労働条件と密接不可分に係わることから誠実に協議・交渉し、NPBの誠意ある回答を求めてきた。これは、東京地裁・高裁でも認められた労働組合法上の労働組合として当然の行動である。連合は、スト決行に際し、「プロ野球選手会」を引き続き支援し、NPBが問題の早期解決にむけさらに努力することを望む。以上